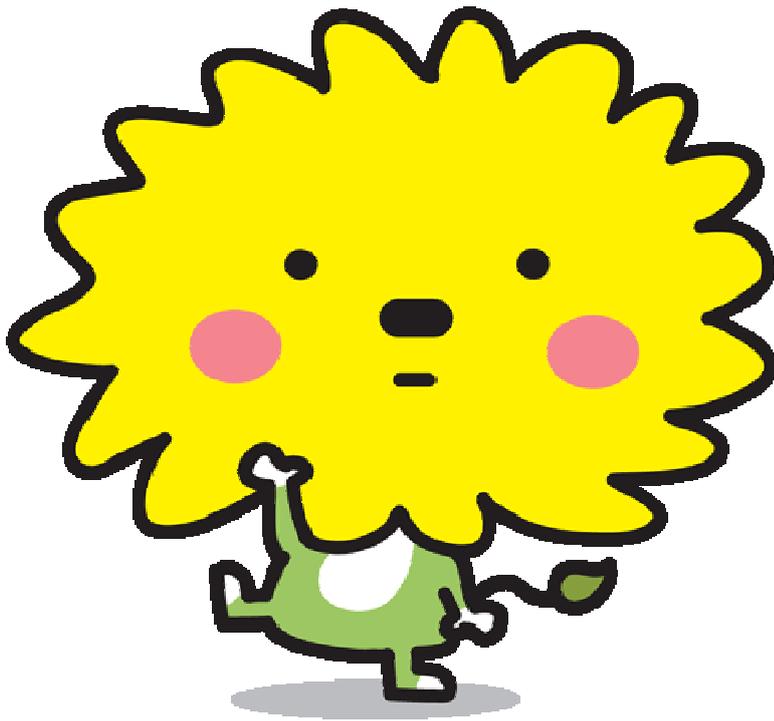




認可地縁団体の手引き
～自治会・町内会等の法人化～



阿南市市民部市民生活課市民活動支援室

目 次

第1章 認可地縁団体について	
地縁による団体の認可制度とは	2
認可要件	3
認可後の義務とその他決まりごと	4
申請から認可までの流れ	5
認可申請の必要書類	6
市長の認可と告示	7
認可を受けたらできること	8
第2章 認可申請に必要な書類	
申請書記入例	10
規約例	11
議事録作成例	16
構成員の名簿作成例	18
区域図作成例	19
事業報告書等について	20
承諾書作成例	21
財産目録作成例について	22
第3章 認可を受けたあと	
概要	24
認可地縁団体に関する証明書について	25
印鑑登録について	27
印鑑登録証明書について	30
告示事項が変わったとき	32
規約を変更したとき	34
認可地縁団体への課税	37
所有する不動産に係る登記の特例について	38
合併について	40
解散について	44
地方自治法より抜粋（認可地縁団体関連部分）	47
地方自治法施行規則より抜粋（認可地縁団体関連部分）	58

第1章 認可地縁団体について

地縁による団体の認可制度とは

◎地縁団体とはどんな団体か

地縁団体(地縁による団体)は、地方自治法(以下、「法」という。)で「地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、自治会・町内会のように区域に住所を有する人は誰でも構成員になれる団体をいいます。

◎”認可”地縁団体とは何ができるのか

地域的な共同活動を円滑に行うことを目的に、市から認可を受け、法人格を得た自治会・町内会を認可地縁団体といいます。下記に制度創設の経緯と認可を受けることで可能になることを示します。

～制度創設の経緯～

●法人格を持たない自治会・町内会は、所有する不動産を団体名義で登記することができなかったため、未登記又は団体代表者や役員等の個人名義で登記してきました。そのため、役員交代や名義人死亡による相続など、不動産登記に関する問題が生じていました。

●この問題を解決するため、平成3年に法が改正され、市長の認可を受けることで法人格を得ることができる制度が創設されました。この制度により、**不動産を団体名義で登記**することが可能となりました。

●また、平成27年には、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度が追加され、例えば相続人の所在がわからないなど所有権移転登記に支障のある状態であっても、**所定の手続きを経ることで特例として登記を申請することが可能**となりました。

●さらに、令和3年5月の地方自治法改正により、認可地縁団体の認可の目的が不動産等の保有を前提としないものに見直され、地縁による団体は、**不動産等の保有の有無にかかわらず認可を受けることができる**ようになりました。

※なお、認可には法に基づく義務等(4ページ参照)が課され、これらを順守した運営が求められますのでご注意ください。

認可要件

この認可制度の目的は、法人格を得ることにより、地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにすることです。
認可を受ける団体は次の4つの要件を全て満たす必要があります（地方自治法に規定）。

要件1

地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

法第260条の2第2項

- 「地域的な共同活動」とは、美化・清掃活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な町内会・自治会活動のことです。
- 「現にその活動を行っていることと認められること」を証明するものとして、前年度の事業実績報告書等を申請時に添付をしていただきます。
- 同好会、スポーツ活動、環境美化活動のように特定の活動だけを行う団体は、対象になりません。

要件2

その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。また、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。

法第260条の2第2項、第4項

- 認可に当たり新たな区域を設定したり、区域が不安定な状態にある団体は認可の対象とはなりません。また、団体の構成員のみならず第三者から見ても客観的に境界が画されている必要があります。

要件3

その区域に住所を有するすべての個人は、会員となることのできるものとし、その相当数の者が現に会員となっていること。

法第260条の2第2項

- 「相当数」とは、概ね区域全住民（自治会等に加入していない人を含む）の過半数が構成員となっている状態と考えられます。
- 通常の自治会は世帯単位で構成されることが多いですが、法人化された場合は個人個人が構成員になります。なお、規約で世帯単位の表決ができる旨の規定は可能です。
- 青年団（年齢による制限）、婦人会（性別による制限）のように住所以外の条件を要する団体は、対象になりません。

要件4

規約を定めていること。

法第260条の2第2項

- 法人格を得る上では、規約を定めて団体の名称や目的等を対外的に明らかにし、組織の管理運営方法を明確にしておく必要があります。また、規約には、次の事項が必ず規定されていなければなりません。

- | | |
|---------------|------------|
| ①目的 | ⑥代表者に関する事項 |
| ②名称 | ⑦会議に関する事項 |
| ③区域 | ⑧資産に関する事項 |
| ④事務所の所在地 | |
| ⑤構成員の資格に関する事項 | |

法第260条の2第3項

認可後の義務とその他決まりごと

認可には法に基づく義務等が課され、これらを順守した運営が求められます。

◎認可後の義務

① 告示事項変更時の申請(法第260条の2第10項)

代表者や規約等、告示された事項に変更があった場合は速やかに市へ届け出てください。(32ページ参照)

② 財産目録の作成と備え置き(法第260条の4第1項)

認可を受ける時と、毎年1月～3月までの間もしくは事業年度終了時に財産目録を作成し、認可地縁団体事務所に備え置いてください。(22ページ参照)

③ 構成員名簿の備え置き(法第260条の4第2項)

構成員名簿(個人)を認可地縁団体事務所に備え置き、構成員の変更があるごとに必要な事項を加筆・修正してください。(18ページ参照)

④ 総会開催の義務(法第260条の13、18)

毎年1回以上、構成員の通常総会を開催してください。

総会時の定足数及び票決権の単位は会員(個人)となります。また、各構成員の票決権は平等となります。

◎その他の決まりごと

・代表者その他の代理人がその職務を行うにあたり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第78条の規定を準用し、他人に加えた損害を賠償する責任があります。

・認可を受けた地縁団体は、法人となりますので、破産、解散及び精算については裁判所の監督の下に手続きを進めることとなります。破産宣告の請求を怠ったときなどに、非訟事件手続法に基づき裁判所により過料に処せられることとなります。

・法人税や消費税、その他税に関する法令の規定は、従前どおり適用されます。法人税法等においては公益法人等とみなされ、収益事業は課税対象となります(詳しくは税務署等にお問い合わせください)。

・認可により権利能力を取得した後も、住民により任意的に組織された団体であることに変わりありません。法律上でも公法人ではなく、公共団体その他行政組織の一部ではありません。また、認可地縁団体が行う活動について、市長は一般的監督権限を持ちません。

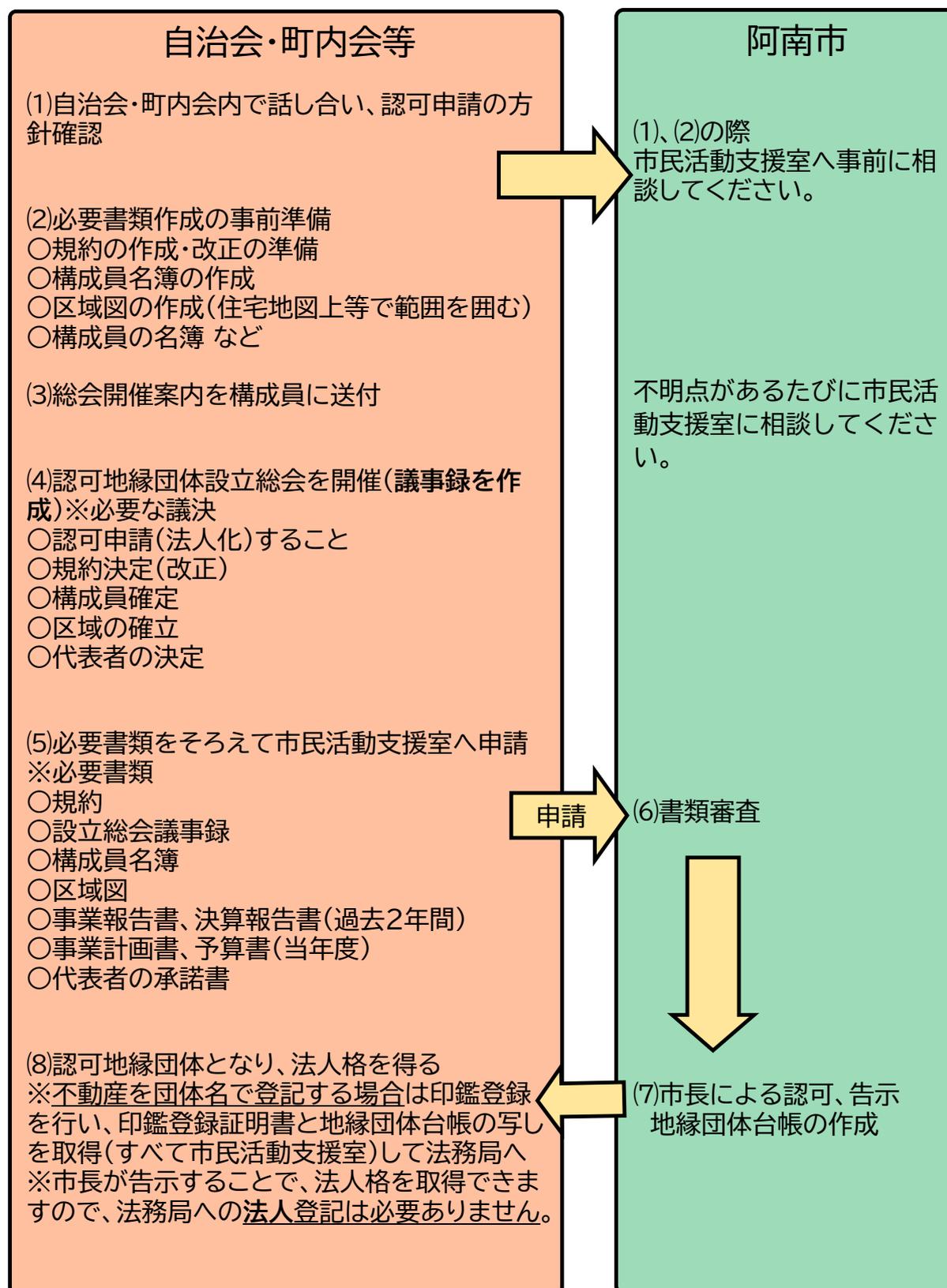
・正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではなりません。

・民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはいけません。地縁団体の運営のあり方は、認可の前後によって変わるものではありません。

・特定政党のために利用してはいけません。

・認可要件を欠く場合、又は不正な手段により認可を受けた場合は認可を取り消します。

申請から認可までの流れ



認可申請の必要書類

総会で認可を受けることについて決議後、市民活動支援室に次の書類をご提出ください。

① 地縁団体認可申請書(10ページ)

② 規約・会則(11ページ)

3ページの要件4に掲げられた項目を含んだ規約をご提出ください。

③ 認可申請を決議した総会議事録(16ページ)

議長と議事録署名人2名以上の署名・捺印のある議事録が必要になります。

≪記載内容(例)≫

- ・開催日時、場所
- ・全会員数及び出席者数、委任状提出者数、表決書提出者数
- ・審議事項(認可申請することの決定、規約・会則内容、区域、代表者の決定、構成員の名簿の確定、保有不動産の名義変更についてなど)
- ・議事経過概要、結果

④ 構成員の名簿(18ページ)

会員(構成員)の名簿(住所、氏名を記載、概ね過半数の加入が必要)

※世帯でなく個人での加入となりますので構成員全員分ご記入ください。加入していない方は名簿に記載しないでください。

⑤ 前年度の総会資料(事業報告書、決算書など)(20ページ)

従前から住民相互の連絡、環境整備等、良好な地域・社会活動(自治会・町内会活動)を行っていることを確認するためにご提出ください。

⑥ 申請者(自治会・町内会代表者)承諾書(21ページ)

申請者承諾書とともに、③の議事録内で申請者を代表者とする旨の議決を行っていることを確認します。

⑦ 自治会・町内会 区域図(19ページ)

区域を囲んで表示した地図等をご提出ください。

市長の認可と告示

認可申請の書類提出後、書類審査を経て市長による認可、告示（※）を行います。市長の告示をもって法人登記にかえることとなります。告示することが定められた事項を告示事項と言います。

（※）告示とは、決定した事項等を広く一般住民に周知する場合に用いる文書の形式のことをいいます。（阿南市役所前に掲示します）

【告示事項】

- ① 団体の名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所
- ⑤ 代表者の氏名・住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の専任の有無（職務代行者が専任されている場合は、その氏名及び住所）
- ⑦ 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- ⑧ 規約に解散事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 認可年月日

代表者変更のたびに届出が必要です

・認可後、代表者や規約など告示した内容を変更する場合には、総会で決議した上で市へ届出が必要です。（32ページ参照）

・定められた告示内容の項目は告示されて初めて効力を持つため、告示されないと認可地縁団体としての正式な決定となりえません。

・また、認可地縁団体は総会定足数、決議数が法で定められているため、告示事項変更には注意が必要です。

認可を受けたらできること

☆ 団体名義で不動産登記ができます。

☆ 自治会名義で登記できる資産は、登記、登録を要する資産の中で、自治会等の地域的共同活動に資すると見込まれるものに限りです。

- ① 土地・建物に関する権利（所有権、地上権、抵当権、賃借権等）
- ② 立木の所有権、抵当権
- ③ 登録を要する金融資産（国債、地方債、社債）

☆ 自治会の印鑑を登録することができます。

☆ 不動産登記等に必要な地縁団体の代表者の印鑑を登録することができます。

⇒詳しい登録の方法は27ページへ

☆ 印鑑登録後、団体の印鑑登録証明書の交付を受けることができます

⇒詳しい交付申請の方法は30ページへ

☆ 自治会の認可地縁団体台帳の写しの交付を受けることができます。

☆ 不動産登記等に必要な認可地縁団体台帳の写しの交付を受けることができます。

⇒詳しい交付申請の方法は25ページへ

第2章 認可申請に必要な書類の例

- 1 申請書（記入例）
- 2 規約（作成例）
- 3 総会議事録（作成例）
- 4 構成員の名簿（作成例）
区域図（作成例）
- 5 事業報告書、決算報告書について
- 6 承諾書（作成例）
- 7 財産目録（作成例）※提出不要

1 申請書記入例

○年○月○日

阿南市長 様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地

名称

規約に定められている
「名称」、「所在地」

所在地

代表者の氏名及び住所

氏名

住所

代表者の「氏名」、「住所」

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類) **施行規則第18条**

- 1 規約
 - 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類 **議事録**
 - 3 構成員の名簿 **○名簿(住所、氏名)**
 - 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
 - 5 申請者が代表であることを証する書類 **承諾書**
- 事業報告書、決算報告書
(前年度のもの)
○事業計画書、予算書**

地方自治法に沿った規約例です。一般的な例ですので参考にいただきながら、各自治会の実情に合った規約を作成(変更)してください。ただし、地方自治法第260条の2第3項の規定により、次の事項は必ず規定されていなければなりませんので御注意ください。

- 必須項目 [①目的 ②名称 ③区域 ④事務所の所在地 ⑤構成員の資格に関する事項
⑥代表者に関する事項 ⑦会議に関する事項 ⑧資産に関する事項]

規約例	
〇〇〇自治会(町内会、協議会等)規約	◇ 「規約」でなくても「会則」、「規程」、「規則」等でも差し支えありません。
<p>第1章 総則 (目的)</p> <p>本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。</p> <p>(1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備 (3) 集会施設の維持管理 (4) 防火・防災に関する事業 (5) その他本会の目的達成のために必要な事業 (6) 〇〇〇</p> <p>(名称) 第2条 本会は、〇〇〇自治会(町内会)と称する。</p> <p>(区域) 第3条 本会の区域は、阿南市〇〇町〇〇△△番から××番まで、☆☆番から★★番まで及び▼▲番の区域とする。</p> <p>(事務所) 第4条 本会の主たる事務所は、徳島県阿南市〇〇町▲▲番地△に置く。</p>	<p>◇ 「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。また、活動内容は具体的に定めてください。</p> <p>◇ 地方自治法上では、名称については、特別の制限はありません。ただし、他の法律には抵触しないよう留意してください。客観的に区域が特定できるような名前(「〇〇自治会」「〇〇町内会」等)が好ましいと思われます。</p> <p>◇ 字名、地番等で表記することが望ましいですが、河川や道路等による区域の表示(〇〇町のうち△△川の北の区域)も、その区域が客観的に認識できるものであれば可能です。</p> <p>◇ 「事務所」とは、団体について一を限りとして設けられた主たる事務所のことで、その所在地が当該団体の住所となります。</p> <p>◇ 事務所の所在地については、別段制限がありませんが、集会施設の所在地又は代表者の住所とするのが一般的です。</p> <p>◇ 記載例のように具体的な地番で定めること他「本会の事務所は、代表者の自宅に置く。」という定めも可能です。</p>
<p>第2章 会員 (会員) 第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。</p> <p>(会費) 第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。</p> <p>(入会) 第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。</p> <p>(退会等) 第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したもとする。 (1) 第3条に定める区域に住所を有しなくなった場合 (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。</p>	<p>◇ 区域に住所を有する者は、誰でも会員になりうることを定めるものであり、年齢、性別、国籍等による制限はできません。 ◇ 区域外の者は、会員にはなれません。 ◇ 従来、町会への加入は、世帯単位(1世帯1会員)で行われていたのが実情だと思われませんが、法人化のための規約では、法令により加入は個人単位とします。この点が「第21条総会の表決権」にも関係してきます。 ◇ 法人や団体は会員とはなれませんが、別途規定を設けることで表決権のない賛助会員とすることは可能です。(例「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができ。」)</p> <p>◇ 会費は会員にとっても団体にとっても重要な事項です。会費の徴収単位や金額の具体的な定めは、この規約本文ではなく、総会の議決事項が適切かと思われます。(規約で金額まで定めた場合は、その変更の都度、規約変更の手続が必要となりますので、手続が煩雑になります。)</p> <p>◇ この規定は、新規に入会を希望する者の入会手続を定めたものです。書式は、入会しようとする者の意思が明確に確認できるものである必要があります。一枚の入会申込書に同じ世帯の会員となるかたを連名で記入する様式等を定めることはかまいません。 法第260条の2第7項</p> <p>◇ 本人の退会の意思が確認できるものである必要があります。</p>

**第3章 役員
(役員の種別及び定数)**

第9条

- 本会に、次の役員を置く。
- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 〇人
 - (3) その他の役員 〇人
 - (4) 監事 〇人

(役員の選任)

第10条

- 役員は、総会において、会員の中から選任する。
- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条

- 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第12条

- 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。
 - 4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。
 - (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき

**第4章 総会
(総会の種別)**

第13条

本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条

総会は、会員を持って構成する。

(総会の機能)

第15条

総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条

- 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき。
 - (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。
 - 3 総会において決議をすべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。
 - 4 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

(総会の招集)

第17条

- 総会は、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

- ◇ 必ず会長を1人置くことが必要です。 **法第260条の5**
- ◇ 第11条第2項の関連で、副会長を置くことが必要です。
- ◇ 監事(会計監査)は1人又は複数人置くことが適当です。 **法第260条の11**

◇ 監事は会務の執行を監査する役職上、他の役員と兼務することを避ける必要があります。

◇ 法律上団体の代表権は代表者(会長)1人に帰属します。で、会長が事故等により代表権を行使しなくなったときに備えて副会長が会長の職務を代行する旨規定しておくことが望ましいです(ただし、副会長による会長の事務の代行は法律行為に及び得ないことから、直ちに後任の会長を選任すべきです)。

法第260条の6

◇ 監事の職務については、地方自治法で規定されています。

法第260条の11

法第260条の12

◇ 通常総会の名称は定期総会でもかまいません。

◇ 総会は、団体の運営に関する事項のうち、規約により役員会に委任したもの以外の全ての事項について議決できます。なお、規約の改正等法律上総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他へ委任できません。

◇ 総会で議決すべきものの例は、次のとおりです。

- ア 事業計画の決定
- イ 事業報告の承認
- ウ 予算の決定
- エ 決算の承認
- オ 認可地縁団体の活動上重要な資産の処分

◇ 総会は、少なくとも毎年1回は開催する必要があります。

法第260条の13

◇ 法律上、年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要があることから、総会は、年度終了後3か月以内に開催する必要があります。

法第260条の4

◇ 年度当初から総会開催までの間は予算が成立していません。支出行為ができないので、第33条第2項のように規定しておくことが適当です。

◇ 5分の1の数は規約によって増減できます。ただし、この数を増やすことにより実質的に総会開催請求権を奪うような定めはできません。

法第260条の14

◇ 総会を招集するには、少なくとも5日前までに会員に会議の目的である事項を示して通知しなければなりません。

なお、5日前までは、通知を5日前までにすればよいということであって、5日前に到達するというものではありませんが、実際、その期間では伝達できないこともあるので、多少余裕を持たせた日数を定めることが適当です。

法第260条の15

(総会の議長)

第18条

総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条

総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条

総会の議事は、この規約で別に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2 総会において決議すべきものとされた事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。
3 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

(会員の表決権)

第21条

会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。
2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- (1) 会費決定に関する事項
- (2) 事業計画及び予算の決定・変更に関する事項
- (3) 事業報告書、収支計算書、財産目録及び監査結果等の承認に関する事項
- (4) 町内会館管理運営に関する事項
- (5) ○○○○○○
- (6) ○○○○○○

(総会の書面表決等)

第22条

やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
(3) 開催目的、審議事項及び議決事項
(4) 議事の経過の概要及びその結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
(6) ○○○○○○
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条

役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の機能)

第25条

役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第26条

役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。
2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、あらかじめ、役員に通知しなければならない。

◇ 総会の議長は、必ず会員の中から選出する必要があります。
◇ 会長は、会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれにあたる。」と規定しても差し支えありません。

◇ 法律上議決に要する会員数の定めはありませんが、このように規定することが適当と考えられます。
◇ 議決数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員の数を含みます。
◇ 「この規約で別に規定するもの」とは、特定の事項について出席会員の3分の2(4分の3)以上の賛成を要することとするような定めをおくことです。

◇ 表決権は、会員1人1票です。
◇ しかし、実際のところ、従来から住民自治組織では、世帯単位で表決権を1票とする運営が行われていると思われます。そうしたことを勘案して、第2項の規定を設けることが可能です。ただし、規約の変更や解散などの重要事項について世帯単位での議決とすることはできません。
◇ 第2項は、前項の1人1票の原則の例外として、世帯全体で1票とするものです。
◇ この規定により、世帯単位で表決権を行使する場合でも、各個人の表決権を奪うことはできませんので、世帯の代表者1人に個人の表決権を委任することにより世帯の表決権を行使することとなります。
◇ 未成年者の表決権の行使については、民法の定めに従います。したがって、親権者の同意又は代理により行使することとなります。

◇ 総会における表決権の行使は、会員自らが出席して行使するのが原則ですが、会員数がきわめて多数の場合にこの原則を徹底すると事実上総会の開催が困難となるので、この規定を置

◇ 電磁的方法による表決には、電子メール等による送信、ウェブサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等が該当し得ます。
また、書面又は電磁的方法による表決や委任による代理表決を行う会員が相当数見込まれる状況では、実際に集まらずとも、出席者が一堂に会するのと同等に議論できる環境であれば、ウェブ会議、テレビ会議、電話会議などにより総会を開催することも可能と考えられます。
なお、この場合でも、直接集まって意見を述べたい会員がいる

◇ 総会が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。
◇ 議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となります。

◇ 団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々開催することは実際には難しいため、役員会において実務執行に関する事項を決定することが運営上適当です。
◇ 監事は、会務の執行を監査する職務上、役員会の構成員になることはできません(表決権を有しない)が、必要により役員会への出席は可能と考えられます。

(役員会の議長)

第27条

役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第28条

役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条

本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第30条

本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条

本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち総会で定めるものを処分し、又は担保に供しようとするときは、総会において○分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条

本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条

本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。
2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、会長は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第34条

本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条

本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり翌年○月○日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条

この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、阿南市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第37条

本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

◇ 財産目録は、法律上設立時及び毎年(年度)始め3か月以内に作成されなくてはなりません。 **法第260条の4**

◇ 団体の活動上重要な固定資産の処分等については、法的な定めはありませんが、重要事項ですので総会の特別の議決(4分の3以上の議決)により行うことが適当と考えられます。なお、当該処分に剰余金の分配と認められる資産の処分を対象に含めることはできません。

☆ 通常総会は、年度終了後3か月以内に行うことが通例と考えられ、第16条第1項もそのように定めています。
したがって、年度開始から通常総会において予算が議決されるまでは、予算がないこととなりますので、第33条第2項のように定めておくことが実務上適当と考えられます。

☆ 会計年度の定めについては、別段制限はありませんが、一般的には、4月1日から3月31日まで又は1月1日から12月31日までと定めていることが多いようです。

☆ 規約変更は、総会の専権事項となっており他の機関がこれに代わり行うという規定を設けても効力は生じません。したがって、役員会の規定により変更する旨の規定は無効です。

☆ 議決定数の「4分の3」は変更できますが、団体の根本規則である規約の変更は団体において重要事項と考えられますから、少数の会員の意思によって変更されないよう慎重な検討が必要です。 **法第260条の3**

☆ 規約変更については、市長の認可を要します(事前に市民生活課市民活動支援室に御相談をお願いします)。 **法第260条の3**

☆ 解散事由は次のとおり
ア 破産手続開始の決定
イ 認可の取消し
ウ 総会の議決(4分の3以上)
エ 構成員が欠けたこと **法第260条の20**

☆ ウについては、総会の専権事項です。 **法第260条の21**

☆ なお、ア～エの他に特別な解散事由を定めることもできます。 **法第260条の21**

<p>(合併) 第38条 本会は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、阿南市長の認可を受けなければ合併することはできない。</p> <p>(残余財産の処分) 第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。</p>	<p>☆ 同一市町村内の認可地縁団体同士に限って、その合併が認められます。36条、37条と同様に総会議決数の4分の3は変更可能ですが少数会員の意思にて合併を可能とする規定は適当ではありません。 法第260条の38</p> <p>☆ 左のように定める方法と特定の個人等を残余財産の帰属権利者として定める方法といずれの方法でも可能ですが、営利団体に寄付したり、会員に分配するような定めは地縁による団体としての目的からして適当ではありません。 法第260条の31</p>
<p>第8章 雑則 (備付け帳簿及び書類) 第40条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。</p> <p>(委任) 第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。</p>	
<p>附則 1 この規約は、○年○月○日から施行する。 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から○年○月○日までとする。</p>	<p>☆ 年度途中に設立認可を予定する場合は、この規定が必要です。</p>

- 1 開催の日時 ○○年○○月○○日（ ）
- 2 場 所 ○○集会所
- 3 総会員数 ○○人
- 4 出席会員数（委任状による出席者を含む） ○○○人
- 5 総会に付した事項
 - (1) ○○年度役員選任について
 - (2) 規約の改正について
 - (3) 認可地縁団体申請について
 - (4) ○○○○
- 6 議長（○○○○氏）が選任され、総会の成立を宣言した。
- 7 議決事項
 - (1) 令和○○年度役員選任について
 次の方々が役員として選任されることが異議なく承認された。
 会長 ○○ ○○ 副会長 △△ △△ 会計 □□ □□
 監事 ◇◇ ◇◇
 - (2) ○○自治会規約の改正については、出席者全員をもって可決した。
 - (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第2項に規定する地縁による団体の認可申請については、出席者の全員をもって可決した。
 - (4) . . .
- 8 ▽▽▽▽氏及び☆☆☆☆氏を出席者全員の同意により、議事録署名人に選任

以上をもって議事を全部終了し、 時 分に閉会した。

上記の議決を明確にするため、議長及び議事録署名人が次に署名する。

年 月 日

議 長	印
議事録署名人	印
議事録署名人	印

総会開催通知作成例

年 月 日

会員各位

〇〇自治会
会長 〇〇 〇〇

〇〇自治会臨時総会開催通知

〇〇の候、貴台益々ご清祥のことと、お慶び申し上げます。
さて、標記臨時総会を下記のとおり、開催致しますので何卒ご出席頂けますようお願いいたします。なお、当日出席できない方は、委任状に賛否をご指示戴き役員まで、ご提出下さい。

記

- 1 日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ()
- 2 場 所 〇〇集会所
- 3 議 題 地縁団体認可申請について
規約制定(案)について
役員の選任について

委任状

〇〇年〇〇月〇〇日開催の〇〇〇〇自治会臨時総会の議題決議承認については、
さんに委任致します。

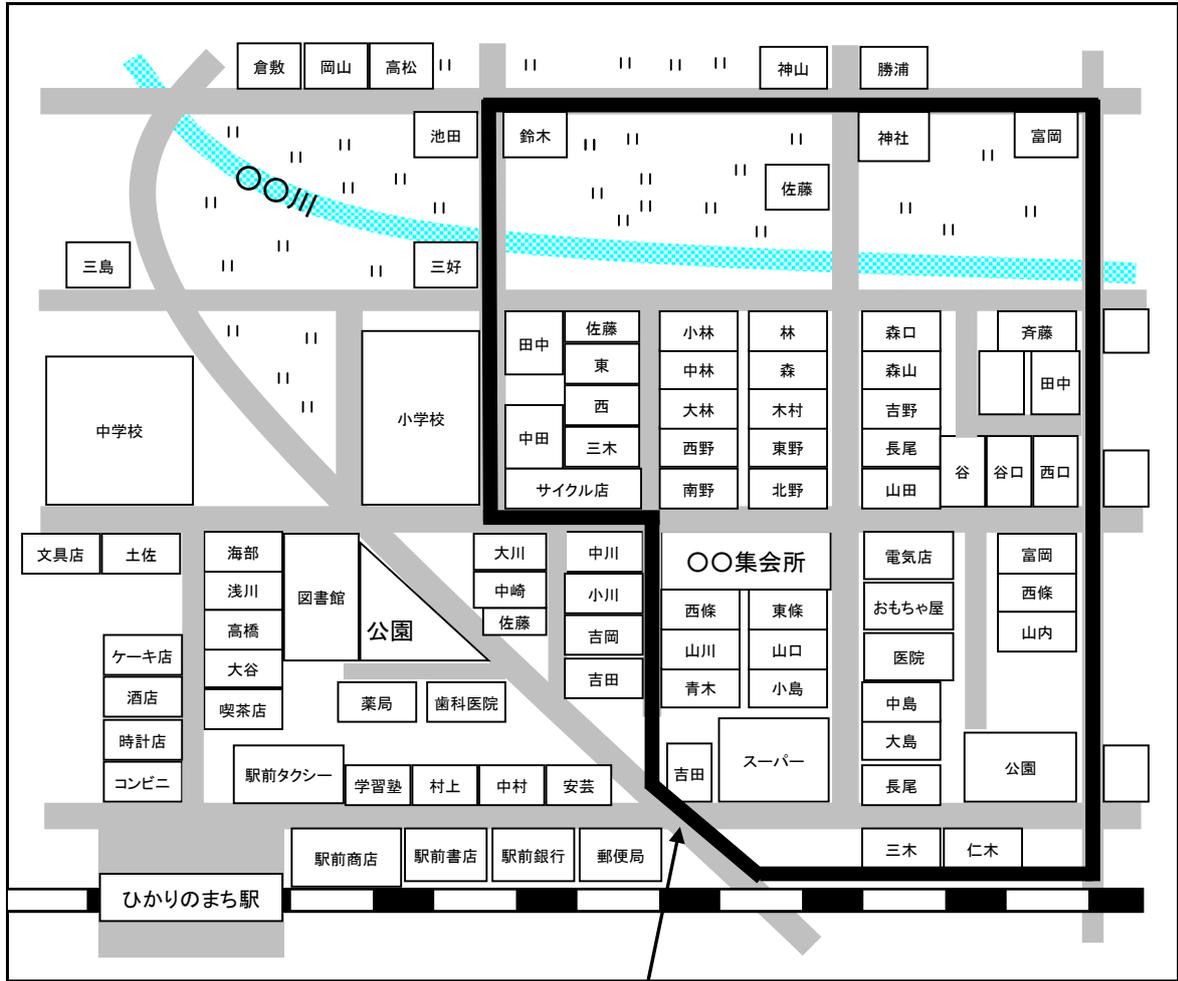
年 月 日

氏名

印

住所	氏名	
阿南市富岡町トノ町123番地4	阿南 太郎	
”	阿南 花子	
”	阿南 〇〇	
”	阿南 △△	
阿南市富岡町トノ町123番地5	富岡 太郎	
”	富岡 花子	
阿南市富岡町トノ町123番地6	山田 一郎	
”	山田 梅子	
阿南市富岡町トノ町234番地5	佐藤 〇〇	
”	佐藤 △△	
<p>○ 名簿に記載するのは世帯単位ではなく、個人単位であることに留意してください。また、年齢、性別を問わないので構成員である場合には子どもの名前も記載してください。構成員でない人は記載不要です。</p> <p>○ 当該地縁団体の相当数（原則として過半数）の構成員が必要です。</p> <p>○ 個人単位の加入であっても、世帯単位で表決権を1票とする議決事項を規約で定めることによって、実情に応じた運営が可能になると思われます。会費についても同様です。（※重要事項の議決は世帯単位とすることはできません）</p> <p>○ 市への報告は不要ですが構成員の変更があることに必要な事項を加筆・修正し、事務所に備え置いてください。</p>		

4 区域図作成例



〇〇自治会 区域

☆ 住宅地図等で自治会の区域をわかりやすく囲んでください。

☆「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類」として、次の書類を添付してください。

- 過去の活動実績がわかる書類として
事業報告書、決算報告書（前年度のもの）
- 今後の活動内容がわかる書類として
事業計画書、予算書（当年度のもの）

留意点

※各自治会で作成している様式でかまいませんが、具体的な活動内容がわかり、広く地域的な共同活動の内容が記載されていることが必要です（特定の活動のみを記載することがないように注意してください）。

承 諾 書

年 月 日の〇〇自治会総会において、〇〇自治
会代表者に選出されましたので、これを承諾します。

年 月 日

住所 **代表者住所**

氏名 **代表者氏名**

〇〇自治会財産目録

〇 年〇 月〇 日作成

区分	所在数量等	金額（評価額）	備考
(資産の部) I 流動資産 1 現金預金 (1) 現金 現金手元許有高 (2) 普通預金 〇〇銀行〇〇支店 (3) 定期預金 〇〇銀行〇〇支店 2 未収会費 (1) 〇〇年度会費△△名 II 固定資産 1 土地 2 建物 建物 3 構築物 4 車両運搬具 5 電話加入権 6 有価証券			<p>※申請時の添付書類ではありません。</p> <p>地方自治法第260条の4第1項では、「認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。」と規定されています。</p>
資産合計 (A)			
(負債の部) I 流動負債 預り金 短期借入金 〇〇銀行〇〇支店 未払金 II 固定負債 長期借入金 〇〇銀行〇〇支店			
負債合計 (B)			
差引正味財産 (=A-B)			

第3章 認可を受けたあと

☆ この章は、認可を受けたあとの諸手続きについて記載しています。

○認可地縁団体の証明関係 25ページ～31ページ

- ・ 認可地縁団体に関する証明書（台帳）
- ・ 印鑑登録、変更、廃止

○届出、申請が必要な事項 32ページ～46ページ

- ・ 告示事項変更 （→届出）
- ・ 規約変更 （→申請）
- ・ 不動産登記の特例（→申請）
- ・ 合併 （→申請）
- ・ 解散 （→届出）

認可地縁団体証明書について

認可手続きが完了すると地縁団体台帳を作成します。認可地縁団体証明書（台帳の写し）は、市長による告示のあった当日から発行できるので、認可地縁団体証明書交付申請書により請求してください。認可地縁団体証明書は誰でも請求することができます。手数料は1通につき350円です。

※登記申請については、他の書類も必要ですので法務局へお問い合わせください。

必要書類等

- 認可地縁団体証明書交付申請書(申請は誰でも可能です)
- 手数料1通 350円

法第260条の2第12項

施行規則第21条

記入例

○ 年 ○ 月 ○ 日

阿南市長 様

請求者

住所

氏名

請求者の「住所」、「氏名」

認可地縁団体証明書交付申請書

地方自治法第260条の2第12項の規定により、下記団体の地縁団体台帳の写しの交付を申請します。

記

1 団体の名称

○○自治会

2 事務所の所在地

阿南市○○町△△◇◇番地

法第260条の2第12項

施行規則第21条

印鑑登録について

☆認可地縁団体は以下の者を登録資格者として、**1個に限り登録することができます。**

- 代表者（会長等）
- 職務代行者（裁判所の仮処分命令により選任された代表者の職務を代行する者）
- 仮代表者（地方自治法第260条の9に規定する仮代表者）
- 特別代理人（地方自治法第260条の10に規定する特別代理人）
- 清算人（地方自治法第260条の24に規定する清算人）

☆以下のような印鑑は**登録できません。**

- (1) 認可地縁団体の名称又は機関を表していないもの
- (2) ゴム印その他変形しやすいもの
- (3) 1辺の長さが8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さが30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (4) 印影の不鮮明なもの又は縁のないもの（縁が2箇所以上欠けているものを含む。）
- (5) 崩し書き、印鑑の摩耗その他の事由により文字の判読が困難なもの
- (6) 他の法令等の規定により既に登録を受けている印鑑と同一のもの
- (7) その他認可地縁団体の機関を表す印鑑として適当でないもの

☆登録申請手続き

以下の書類○印鑑等を添えて、登録申請する登録資格者自らが手続きを行ってください。やむを得ない理由で代理人による申請の場合は委任状が必要です。

必要書類等

- 印鑑登録申請書
- 登録する認可地縁団体の印鑑
- 登録資格者の本人確認書類（写真付きのもの）
（**代理人申請の場合**は以下のもの）
- 印鑑登録申請書
- 登録する認可地縁団体の印鑑
- 委任状
- 代理人の印鑑
- 代理人の本人確認書類（写真付きのもの）

☆登録廃止手続き

印鑑登録が不要となったとき、または登録した認可地縁団体の印鑑を紛失したときは、印鑑登録を廃止します。以下の書類○印鑑等を添えて、登録を受けた登録資格者自らが手続きを行ってください。代理人による申請の場合は委任状が必要です。

必要書類等

- 印鑑登録廃止申請書
- 登録を受けた認可地縁団体の印鑑
- 登録資格者の本人確認書類（写真付きのもの）
（認可地縁団体の**印鑑を紛失した場合**は印鑑の代わりに以下のもの）
- 登録を受けた登録資格者（個人）の実印
- 登録を受けた登録資格者（個人）の印鑑証明書1通
（**代理人申請の場合**は以下のもの）
- 印鑑登録廃止申請書
- 登録を受けた認可地縁団体の印鑑
- 委任状
- 代理人の印鑑
- 代理人の本人確認書類（写真付きのもの）

☆登録の抹消

印鑑登録廃止申請を受理したとき、登録資格の変更（代表者の交代等）があったとき、認可地縁団体が解散したときは、認可地縁団体印鑑登録を抹消します。

認可地縁団体印鑑登録申請書

阿南市長 様

○ 年 ○ 月 ○ 日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 登録しようとする 印鑑を 押印 </div>	認可地縁団体の名称		○○○自治会		
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">団体の事務所の所在地</div> 阿南市○○町○○△△番地△		
	(資格) 氏名	(代表者) 代表者氏名	生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日 代表者生年月日
	住所	代表者住所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本人 住所 代表者住所
 代理人 氏名 代表者氏名

(注意事項)

- この申請は本人が自ら行ってください。代理人によるときは、委任の旨を証する書類が必要です。 条例第4条
- 登録しようとする認可地縁団体印鑑(印章)を併せて提出してください。 条例第4条
- 「(資格)氏名欄」の()には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 登録申請者等の本人確認のため、運転免許証、個人番号カード等(本人の写真がちょう付されたものに限る。)を併せて提出してください。 条例第5条

○ 登録しようとする地縁による団体の印鑑を御持参ください。

記入例

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

阿南市長 様

○ 年 ○ 月 ○ 日

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 登録してある 印鑑を押印 </div>	認可地縁団体の名称		○○○自治会			
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">団体の事務所の所在地</div> 阿南市○○町○○△△番地△			
	(資格) 氏名	(代表者) 代表者氏名	生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日	代表者生年月日
	住所	代表者住所				

上記のとおり認可地縁団体印鑑の廃止を申請します。

申請者 本人 住所 代表者住所
 代理人 氏名 代表者氏名

(注意事項)

- この申請は本人が自ら行ってください。代理人によるときは、委任の旨を証する書類が必要です。 条例第9条
- 登録している地縁団体印鑑を亡失された場合には、阿南市において登録されている個人印鑑及び印鑑登録証明書を添付してください。 条例第9条第1項～第3
- 「(資格)氏名欄」の氏名の次には、当市において登録されている代表者等の個人の印鑑を押印してください。
- 登録申請者等の本人確認のため、運転免許証、個人番号カード等(本人の写真がちょう付されたものに限る。)を併せて提出してください。 条例第10条

- 廃止する場合(登録を受けている団体の印鑑)
- なくされた場合(阿南市に登録されている個人印鑑と印鑑登録証明書)

印鑑登録証明書について

※団体の印鑑登録の手続きは27ページです。

登録申請書を受理すると、認可地縁団体印鑑登録原票を作成します。認可地縁団体印鑑登録証明書（原票の写し）は、登録申請を行った当日から発行します。
以下の書類・印鑑等を添えて、登録を受けた登録資格者自らが請求してください。代理人による申請の場合は委任状が必要です。

必要書類等

登録者本人が申請する場合

- 印鑑登録証明書交付申請書
- 登録を受けた認可地縁団体の印鑑
- 本人確認書類（写真付きのもの）

代理人が申請する場合

- 印鑑登録証明書交付申請書
- 委任状
- 代理人の本人確認書類（写真付きのもの）

記入例

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

阿南市長 様

○ 年 ○ 月 ○ 日

登録されている 認可地縁団体印鑑 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 登録してある 印鑑を押 印 </div>	認可地縁団体の名称		○○○自治会	
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地		阿南市○○町○○△△番地△	
	(資格) 氏 名	(代表者) 代表者氏名	生年月日	明治 大正 昭和 平成

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 1 枚の交付を申請します。

申請者 本人 住 所 代表者住所

代理人 氏 名 代表者氏名

(注意事項)

- この申請は本人が自ら行ってください。代理人による場合は、委任の旨を証する書類が必要です。 条例第13条
- 資格()の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 交付請求者等の本人確認のため、運転免許証、個人番号カード等(本人の写真がちょう付されたものに限る。)を併せて提出してください。 条例第14条

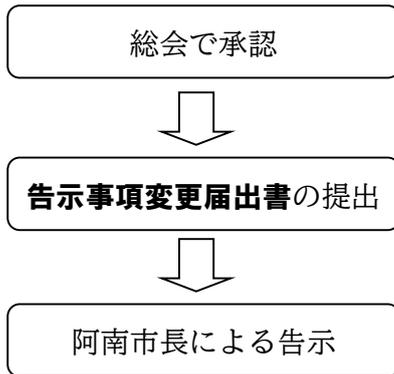
- 登録してある地縁による団体の印鑑を御持参ください。
- 申請者の身分証明書を提示してください。
- 1枚あたり350円の手数料が必要です。

告示事項が変わったとき

認可を受けた後、告示された事項（代表者の住所・氏名・事務所の所在地等）を変更した場合は、「告示事項変更届出」の手続きが必要です。

法第260条の2第11項

(例) 代表者が変わったとき



☆ 告示されている事項は次の9つです。変更があれば、届出が必要です。 施行規則第19条

- | | |
|---|----------------------------|
| ① 名称 | |
| ② 規約に定める目的 | 目的以外の規約変更は規約変更認可申請書の提出が必要。 |
| ③ 区域 | |
| ④ 主たる事務所 | |
| ⑤ 代表者の氏名及び住所 | 次ページに例を示します。 |
| ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所) | |
| ⑦ 代理人の有無 (代理人がある場合は、その氏名及び住所) | |
| ⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由 | |
| ⑨ 認可年月日 | |

なお、認可告示した事項に変更があった場合、変更認可告示がなされない限り、当該変更事項は第三者に対抗できないこととなっておりますので、認可事項に変更があれば、すみやかに届出を行ってください。

☆ 会員の新規加入及び脱退については、告示事項ではありませんので届出の必要はありません。各団体が構成員名簿を整理してください。

法第260条の2第13項

必要書類

- 告示事項変更届出書
- 告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会議事録の写しなど）

記入例
(代表者が変更された場合)

○年○月○日

阿南市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名称

登録済みの団体の「名称」、
「所在地」

所在地

代表者の氏名及び住所

氏名

住所

代表者の「氏名」、「住所」

(連絡先

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

- 1 変更があった事項及びその内容

総会の議事録を添付してください。

代表者の氏名および住所

新代表者 ○○ ○○ 阿南市○○町△△10番地1

旧代表者 □□ □□ 阿南市○○町△△25番地1

- 2 変更の年月日

令和○○年○○月○○日

- 3 変更の理由

総会の議決による

役員改選による、任期満了
による など

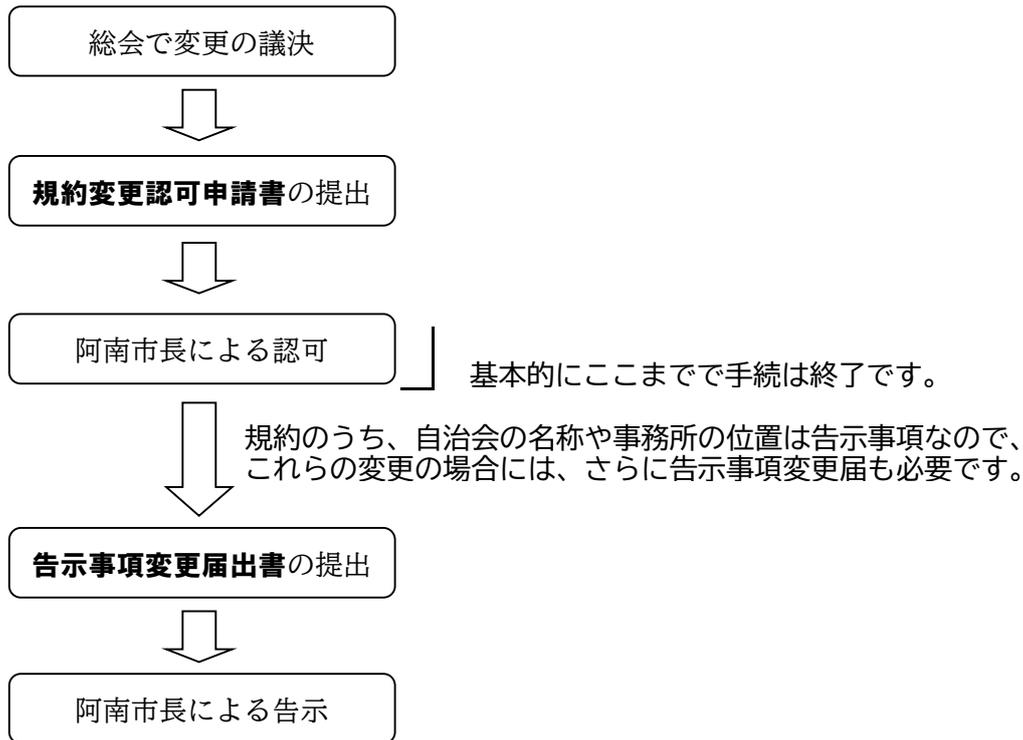
法第260条の2第11項
施行規則第20条

規約を変更したとき

規約を変更した場合は市へ申請が必要です。

法第260条の3第2項

各地縁団体の規約で定めている規約を変更したとき（自治会の名称、規約に記載している事務所の位置、役員の任期など）



- ☆ 規約の変更については、申請書を提出して市長の認可を得る必要があります。規約の変更内容が告示事項の変更を伴うもの（自治会の名称や事務所の位置）は、さらに、告示事項変更届出書の提出が必要です。
- ☆ 事務所の位置について、規約で「〇〇集会所に置く」「会長宅に置く」としている場合は、代表者（会長等）が変わっても規約はそのままなので、この申請は不要です。

必要書類

- 規約変更認可申請書
- 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録の写しなど）
- （※規約変更部分に告示事項がある場合）告示事項変更届出書

記入例

○年○月○日

阿南市長 様

地縁による団体の名称及び事務所の所在地

名称

登録済みの団体の「名称」、
「所在地」

所在地

代表者の氏名及び住所

氏名

代表者の「氏名」、「住所」

住所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3の規定による規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

規約の変更点がわかる資料(次ページ)

議事録

法第260条の3第2項

施行規則第22条

規約変更の内容及び理由

例

団体名 ○○自治会

変更前の内容	(役員の任期) 第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
変更後の内容	(役員の任期) 第10条 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
変更の理由	役員の任期を2年から3年へと変更したため。

認可地縁団体への課税

認可地縁団体として認可され法人格を得た場合、各種税金が課税されることとなります。市税の詳細については担当課へ、その他県税、国税については各関係機関へお問い合わせください。

認可地縁団体に係る税金一覧

税の種類		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	均等割 課税（※減免措置あり）	均等割、法人税割ともに課税
		法人税割 非課税	
	固定資産税	課税（※用途により減免措置あり）	課税
県税	法人県民税	均等割 課税（※減免措置あり）	均等割、法人税割ともに課税
		法人税割 非課税	
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	課税（※用途により減免措置あり）	
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税 (不動産登記時)	課税	課税

【お問い合わせ先】

- 法人市民税 阿南市税務課 諸税係 (0884)22-1114
- 固定資産税 阿南市税務課 固定資産税係 (0884)22-1114
- 県税 南部総合県民局 地域創生防災部 阿南庁舎 (0884)24-4120
- 国税 阿南税務署 (0884)22-0414

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

地方自治法の一部が改正（平成27年4月1日施行）され、認可地縁団体が所有する不動産登記の特例が創設されました。（地方自治法第260条の46第1項による）

1. 特例の対象となる場合

- (1) 当該認可地縁団体が所有する不動産であること。
- (2) 当該地縁団体によって、10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有されていること。
- (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが、「当該認可地縁団体の構成員」又は「かつて当該認可地縁団体の構成員であった者」であること。
- (4) 当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れないこと。

2. 必要書類等

- (1) 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
- (2) 申請不動産の登記事項証明書（法務局で取得した書類）
- (3) 地方自治法第260条の46第1項に規定する申請（公告の申請）をすることについて総会で議決したことを証する書類（総会議事録等）
- (4) 申請者が代表者であることを証する書類
- (5) 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料
（例）公共料金の支払領収書、旧土地台帳の写し、固定資産税の納税証明書など

3. 登記までの流れ

- (1) 相続人の所在が分からない等により移転登記できない場合、市に疎明資料を添付の上、所有不動産の登記移転等に係る公告申請書を提出します。
- (2) 市は提出された疎明資料により要件を確認します。
- (3) 市は確認できた場合、当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて意義のある関係者は、市に異議を述べるべき旨の公告を行います。
- (4) 市は3か月以上の公告期間において、異議申し出がなかった場合は、そのことを証する文書を当該認可地縁団体に公布します。
※異議があった場合
この場合、市に異議のある登記関係者から申請不動産の登記移転等に係る異議申出書が提出されます。市が異議を述べた方に係る資格要件を確認し、資格が認められた場合は、市から認可地縁団体にその旨通知します。これにより、認可地縁団体は特例手続を中止することとなります。
- (5) 法務局において所有権の保存又は移転登記を申請できます。

4. その他

- (1) 当該特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみ申請により可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。
- (2) 申請の手続、公告に関する異議申し出等、詳細は市民活動支援室へお問い合わせください。

阿南市長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

所在地

名称

代表者の氏名及び住所

住所

氏名

登録済みの団体の「名称」、
「所在地」

代表者の「氏名」、「住所」

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第 260 条の 46 第 1 項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

- 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項
・建物

所在地	名称	延床面積
阿南市○○町△△123 番地	××自治会集会所	100. 0㎡

- ・土地

所在地	地目	面積
阿南市○○町△△123 番地	宅地	150. 0㎡

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人に関する事項

住 所 阿南市○○町△△987番地

氏名又は名称 阿南 太郎 外30名

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第 260 条の 46 第 1 項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第 260 条の 46 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

(例) 公共料金の支払領収書、旧土地台帳の写し、固定資産税の納税証明書、閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本、固定資産課税台帳の記載事項証明書など

認可地縁団体の合併について

総会の決議により、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになりました。

※合併する場合、規約や区域等の変更があるため、あらかじめ合併後の団体が一定の要件（3ページ参照）認可の要件を満たしていなければなりません。

※合併には、団体Aが団体Bを吸収するいわゆる「吸収合併」と団体Aと団体Bが合併して団体Cを設立する「新設合併」があります。

※合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務を承継します。

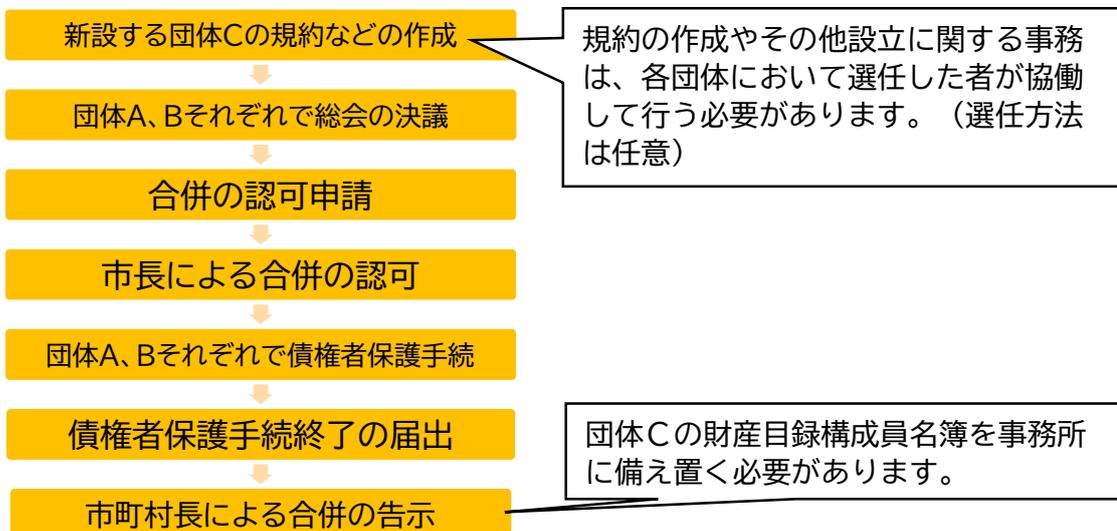
合併の手続きの流れ

1, 【吸収合併】（団体Aが団体Bを吸収する場合）



団体Aの財産目録、構成員名簿を事務所に備え置く必要があります。

2, 【新設合併】（団体Aと団体Bが合併し団体Cを設立する場合）



総会の決議

合併による決議については、特に重要な事項であることから、原則として、それぞれの認可地縁団体の総会において、総構成員の4分の3以上の賛成を得る必要があります。

なお、いわゆる吸収合併の場合には、合併により存続する認可地縁団体は、あわせて規約変更を総会で議決する（原則として総構成員の4分の3以上の同意を得る）必要があります。

合併の認可申請

合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、認可申請書（42ページ）に添付書類を添えて、申請してください。

- (1) 合併後の認可地縁団体の規約
- (2) 合併することを議決した各認可地縁団体における議事録の写し
- (3) 合併後の構成員名簿
- (4) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
例：「合併しようとする認可地縁団体同士が合併に向けて合同で打合せを行っている議事録」や「合併しようとする認可地縁団体同士が、合併を見据えて、実際に将来的に共に行う地域的な共同活動（例えば地域の清掃など）の活動記録」など
- (5) 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- (6) 申請者が代表者であることを証する書類

※ 吸収合併の場合は吸収する側の団体から規約変更の申請が必要です。（34ページ）

市長による合併の認可

市長は、合併しようとする各認可地縁団体の申請が認可の要件を満たしていると認めるときは、その旨を申請者に通知します。

債権者保護手続き

合併の認可を受けた認可地縁団体は、認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録（22ページ）を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間（2カ月以上）内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、格別にこれを催告しなければなりません。

○債権者による期間内の異議なし → 合併を承認したものとみなします

○債権者による異議あり → 認可地縁団体は債権者に弁済等をしなければなりません

債権者保護手続終了の届出

債権者保護手続が完了した場合は、市長に対して『合併に係る債権者保護手続終了届出書（43ページ）を提出しなければなりません。

市長による合併の告示

市長による合併の告示によって、合併の効力が発生します。
吸収合併の場合は規約変更の認可、告示も同日に行います。

阿南市長 様

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

甲乙それぞれ合併する2つの団体の
名称、所在地、代表者氏名、代
表者住所を記入

合 併 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 39 第 3 項の規定により、合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

○ 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）に関する事項

・ 合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

・ 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

・ 合併により消滅する認可地縁団体の名称

名 称

吸収する側の団体又は設立する新団体の名
称、所在地、代表者氏名、住所を記入

吸収される側の団体(新設の場合は両団体)の名称を
記入

(別添書類)

- 1 合併後の認可地縁団体の規約
- 2 地方自治法第 260 条の 39 第 3 講の認可を申請することについて合併しようとする認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

○ 年 ○ 月 ○ 日

阿南市長 様

甲乙それぞれ合併する2つの団体の名称、所在地、代表者氏名、代表者住所を記入

認可地縁団体
 合併しようとする認可地縁団体の
 名称及び主たる事務所の所在地
 名 称
 所在地
 代表者の氏名及び住所
 氏 名
 住 所

認可地縁団体
 合併しようとする認可地縁団体の
 名称及び主たる事務所の所在地
 名 称
 所在地
 代表者の氏名及び住所
 氏 名
 住 所

合併に係る債権者保護手続終了届出書

地方自治法第260条の40並びに第260条の41第1項及び第2項の規定による手続が終了したので、同条第3項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。

(別添書類)

- ・ 地方自治法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類

認可地縁団体の解散について

認可を受けた団体が下記①～⑤のいずれかに該当するとき、認可地縁団体は解散します。

- ①規約に定めた解散事由が発生したとき
- ②破産したとき
- ③認可を取り消されたとき
- ④構成員の4分の3以上の承諾のある総会の議決があったとき
(規約に別段の定めがある場合を除く)
- ⑤構成員が欠けたとき

解散までの流れ

総会の開催と議決

- (1)解散の意思決定の議決
- (2)残余財産(資産・負債)の帰属先についての議決
- (3)清算人の選定

解散届出書の提出

清算人は下記書類を市民活動支援室に提出します。

- (1)解散届出書
- (2)解散の承認を受けたことが記載された総会議事録の写し
この届出を受けて、市長は解散の告示を行います。

清算人による解散の公告及び債権者への債権申出の催促

清算人は、清算人就任後遅滞なく解散の公告を行い、債権者への債権申出の催促を行わなければなりません。なお、公告の方法は官報への掲載によって行うことが義務付けられています。法定公告のため、官報の掲載文面は決まっています。掲載依頼や掲載料などの詳細は、官報販売所にお問い合わせください。

団体の閉鎖(清算)の手続き

解散から団体の閉鎖までは清算期間と呼ばれ、解散の公告(官報掲載)から2か月以上が必要です。なお、解散しても清算の目的の範囲内において、その清算手続きが終了するまでは、認可地縁団体は存在するものとしてみなされます。

清算人は、この期間中に団体が行っていた現務の決了、債権の取り立てと債務の弁済、残余財産の引き渡しを行い、最終年度の決算書を作成します。

清算期間満了後、上記の作業が完了したら、再度総会を開催して、以下の内容について承認を得ます。

●決算書をもとに、団体の財産が最終的にどうなったのか、負債はどうなったのかを報告し、承認を得ます。

●清算の終了の決議(これを清算結了とといいます)を受けます。

※なお、清算の手続きについては、団体の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により行うこととなっています。

清算結了届出書の提出

清算人はすべての清算手続きが完了したときは以下の書類を市民活動支援室に提出します。

- (1)清算結了届出書
- (2)清算内容の承認が得られたことがわかる総会議事録の写し
これを受けて、市長が清算結了の告示を行うことで、認可地縁団体の解散が完了します。

解散届出書記入例

○年 ○月 ○日

阿南市長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称.....

所在地.....

代表者の氏名及び住所

氏 名.....

住 所.....

登録済みの団体の「名称」、
「所在地」

代表者の「氏名」、「住所」

認可地縁団体解散届出書

地方自治法第 260 条の 20 の規定により、 ○○年 ○○月 ○○日
(告示第 号) 付で認可を受けた当認可地縁団体は、下記のと
おり解散したので、解散したことを証する別添書類を添えて届け出ます。

記

1 団体の名称

○○自治会

2 区域

別紙区域図の通り

3 主たる事務所の所在地

阿南市○○町△△1234番地

4 清算人の氏名及び住所

氏名.....

住所.....

5 解散事由 (地方自治法第 260 条の 20 に規定のいずれか)

総会で○分の△以上の承諾を持って議決されたため

清算終了届出書記入例

○年 ○月 ○日

阿南市長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称.....

所在地.....

代表者の氏名及び住所

氏 名.....

住 所.....

登録済みの団体の「名称」、
「所在地」

代表者の「氏名」、「住所」

認可地縁団体清算終了届出書

地方自治法第 260 条の 33 の規定に基づき、清算が終了したことを証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 清算の理由
理由を記入
- 2 清算終了年月日
実際に清算が終了した日を記入

地方自治法より抜粋（認可地縁団体関連部分）

- 第二百六十条の二** 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下この条及び第二百六十条の四十九第二項において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。
- ② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
- 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。
 - 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
 - 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。
 - 四 規約を定めていること。
- ③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 区域
 - 四 主たる事務所の所在地
 - 五 構成員の資格に関する事項
 - 六 代表者に関する事項
 - 七 会議に関する事項
 - 八 資産に関する事項
- ④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。
- ⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。
- ⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- ⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

- ⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

（平三法二四・追加、平一一法一六〇・平一四法七九・平一四法一〇〇・平一六法七六・平一六法一四七・平一七法八七・平一八法五〇・平二〇法二三・令二法八・令三法四四・令六法六五・一部改正）

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- ② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- （平一八法五〇・追加）

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行ふ。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。）により表決をすることができる。

④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

(平一八法五〇・追加、令三法三七・令四法四四・一部改正)

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただ

し、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

- ② この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。
- ③ この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。
- ④ 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

(令四法四四・追加)

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 第二百六十条の二第十四項の規定による同条第一項の認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。
- 六 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

(平一八法五〇・追加、令四法四四・一部改正)

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

- ② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

(平一八法五〇・追加、令四法四四・一部改正)

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(平一八法五〇・追加、令四法四四・一部改正)

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

- ② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。
- ③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

(平一八法五〇・追加、令四法四四・一部改正)

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- ② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かななければならない。

(平一八法五〇・追加)

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

- ② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

(平一八法五〇・追加、平二三法五三・旧第二百六十条の三十八繰上・一部改正)

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

(令四法四四・追加)

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

- ② 前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- ③ 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- ④ 第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

(令四法四四・追加)

第二百六十条の四十 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

- ② 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

(令四法四四・追加)

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

- ② 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
- ③ 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(令四法四四・追加)

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

(令四法四四・追加)

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体が行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

（令四法四四・追加）

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

- ② 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
- ③ 合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。
- ④ 第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の二第十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。
- ⑤ 第二百六十条の四第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

（令四法四四・追加）

第二百六十条の四十五 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第三項の規定による届出がないとき。

二 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。

- ② 前条第一項の規定による告示後に前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。
- ③ 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。
- ④ 前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

（令四法四四・追加）

第二百六十条の四十六 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当

該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
 - 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
 - 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
 - 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。
- ② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。
- ③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。
- ④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。
- ⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

（平二六法四二・追加、令四法四四・旧第二百六十条の三十八繰下）

第二百六十条の四十七 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報

をいう。次項において同じ。)と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- ② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

(平二六法四二・追加、令四法四四・旧第二百六十条の三十九繰下)

第二百六十条の四十八 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

(平一八法五〇・追加、平二三法五三・旧第二百六十条の三十九繰上・一部改正、平二六法四二・旧第二百六十条の三十八繰下、令四法四四・旧第二百六十条の四十繰下・一部改正)

地方自治法施行規則より抜粋（認可地縁団体関連部分）

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
 - 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
 - 三 構成員の名簿
 - 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
 - 五 申請者が代表者であることを証する書類
- 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第十八条の二 地方自治法第二百六十条の三十九第四項において準用する同法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）の規約
- 二 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 三 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 五 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 六 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第十九条 地方自治法第二百六十条の二第十項（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七十六条の十三第四項及び森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行った場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域

- ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 認可年月日
- 二 土地改良法第七十六条の十三第三項の通知があつた場合
- イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 土地改良法第七十六条の十二第二項第五号の日又は同法第七十六条の十三第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日
- 三 森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合
- イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
 - ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日
- 四 解散した場合（破産及び合併による場合を除く。）
- イ 名称
 - ロ 区域

- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 解散事由
- ヘ 解散年月日

五 清算終了の場合

- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 清算終了年月日

六 前二号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合
告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第十九条及び第二十二條の二の四に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条 地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

(電磁的方法)

第二十二條の二 地方自治法第二百六十条の十八第三項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

- イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- (電磁的方法による決議に係る構成員の承諾)

第二十二條の二の二 認可地縁団体の代表者は、地方自治法第二百六十條の十九の二第一項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。
- 一 前条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの
 - 二 ファイルへの記録の方式
- 3 第一項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があつたときは、地方自治法第二百六十條の十九の二第一項に規定する決議を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第一項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二十二條の二の三 地方自治法第二百六十條の四十一第三項の規定による届出は、届出書に同法第二百六十條の四十第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第二百六十條の四十一第二項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとする。

- 2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の二の四 地方自治法第二百六十條の四十四第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 合併後の認可地縁団体の名称
- 二 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的

- 三 合併後の認可地縁団体の区域
- 四 合併後の認可地縁団体の主たる事務所
- 五 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
- 六 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- 七 合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- 八 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- 九 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可の年月日
- 十 合併前の各認可地縁団体の名称
- 十一 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

第二十二條の二の五 地方自治法第二百六十条の四十六第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書
 - 二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十条の四十六第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
 - 三 申請者が代表者であることを証する書類
 - 四 地方自治法第二百六十条の四十六第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料
- 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の三 地方自治法第二百六十条の四十六第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

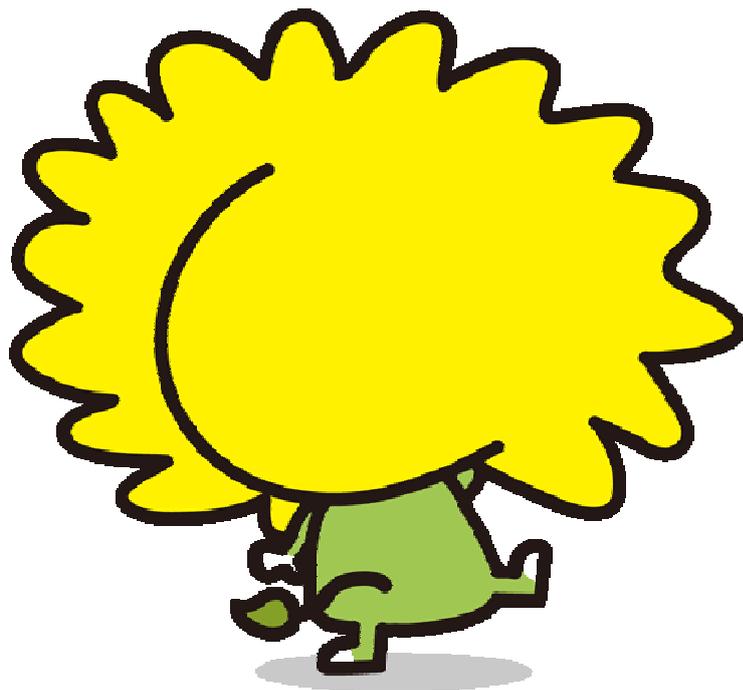
- 一 地方自治法第二百六十条の四十六第一項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
 - 二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項
 - 三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨
 - 四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項
- 2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。
- 3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の四 地方自治法第二百六十条の四十六第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の五 地方自治法第二百六十条の四十六第五項に規定する通知は、第二十二条の第三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。



〒774-8501

阿南市富岡町トノ町12番地3

阿南市市民部市民生活課市民活動支援室

電話 0884-24-8061

(参考文献)

地縁団体研究会『第4次改訂版 自治会、町内会等法人化の手引』

(株ぎょうせい 令和5年12月11日発行)